

## エタノール製剤のご利用について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、厚生労働省より臨時的・特例的な対応として、医療機関や食品等事業者では使用者の責任において、高濃度エタノール製品(60vol%以上)を手指消毒用エタノールの代替品として使用して差し支えないことが示されているところです。

今般の流行状況の変化等を踏まえて同省より事務連絡があり、2024年6月30日限りで高濃度エタノール製品を手指消毒用エタノールの代替品として使用することは不可となることをお伝えします。<sup>1</sup>

弊社にて製造販売しているエタノール製剤は、食品添加物です。

一般的な使用方法としては、食品等の加工工程等において、直接噴霧、浸漬または添加などをするというものであり、食品の日持ち向上を目的としています。

また、調理器具、食器類、台所用品、ふきん、冷蔵庫、厨房内の除菌等にも噴霧等によりお使いいただいております。

その際に手指に少量付着しても通常は問題ありませんが、適切な保護具(保護手袋等)を着用していただくようお願いしております。

弊社エタノール製剤につきましては、食品添加物であって、医薬品・医薬部外品ではないため、手指を含むヒトの身体に使用することは想定しておりませんので、ご留意いただきますようお願いいたします。

エタノール製剤のご利用に際しては、上記の他、火気には十分にご注意をお願いします。

2023年7月12日

株式会社ウエノフードテクノ

---

<sup>1</sup>「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う食品添加物製剤たる高濃度エタノール製品の使用について」の廃止について <https://www.mhlw.go.jp/hourei//doc/tsuchi/T230703I0020.pdf>